

新しい知財調停手続—大阪地裁の知財調停第1号の経験から—【On Line】

※本セミナーは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン形式にて開催いたします。

令和元年10月1日より、東京地方裁判所および大阪地方裁判所は、知的財産権に関する調停手続（知財調停手続）につき新たな運用を開始しました。

知財調停とは、知的財産に関する紛争について、知財部の裁判官および知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成された調停委員会が、原則として3回の調停期日のうちに争点等に関する一定の見解を示すことにより、紛争の簡易・迅速な解決を図る手続です。

阿部国際総合法律事務所は、本年、大阪地方裁判所に、特許事件で、知財調停を申し立てました。大阪地方裁判所の知財調停第1号でした。初めての経験でしたが、調停委員会の審理の充実度、迅速性、調停委員会の心証開示のすべてにおいて非常に満足のいくものでした。

今回のセミナーでは、この知財調停について、経験を踏まえながらご説明いたします。

【プログラム（案）】

- ・ 知財調停とは
- ・ 知財調停の特徴
- ・ 対象事件および知財調停に適した事案
- ・ 手続の流れ
- ・ 調停手続とその後の訴訟の関係
- ・ 経験談



申し込みフォームはこちらから

【開催概要】

開催日

令和2年10月14日（水）13時30分～14時30分

開催方式

※Zoom Meetingを利用したオンライン形式で開催します。参加者の顔出しはせず、チャット機能を活用し、講師への質問を受け付けます。
事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

講師

阿部 隆徳 氏

（阿部国際総合法律事務所 代表パートナー弁護士・弁理士・NY州弁護士）

受講料

発明協会会員 無料 一般2,000円（消費税込）

※ 他府県発明協会会員でも無料で受講できます。

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiosaka.jp/>) kensyu@jiiosaka.jp

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日

開催日	テーマ	定員
10月14日(水) 13時30分～14時30分	新しい知財調停手続—大阪地裁の知財調停第1号の経験から—	80名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	E-mail

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

発明協会会員以外の方へ→お支払方法（予納金・現金・銀行振込・郵便振替）

1.請求書（要・不要）

2.予納金処理の方  **得意先コード No.** - -

- 振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182
三菱UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472
- 郵便振替口座 00940-7-312572
- 口座名義 一般社団法人 大阪発明協会

◆ZOOM参加に必要なもの◆

次のいずれかの機器

- ・自撮りのできるスマートフォン (iPhone・Android問わず)
- ・カメラの付いているタブレット (iPad・Android問わず)
- ・カメラの付いているパソコン (Windows・Mac問わず/カメラは外付けでもOK)

*いずれもネットに繋がる環境が必要です。また通信代が無制限でないプランの方はWi-Fi環境で接続してください。

- *あらかじめZoomの会員登録（アカウント作成）などは不要です。
- *スマートフォンの場合、バッテリーの消耗が気になりますので、電源ケーブルに接続した状態をおすすめします。
- *スマートフォンのYahoo!アプリでは接続できませんのでご注意ください。(Google Chrome, Safariで接続してください)

◆ZOOM会議入室方法◆

10/9(金)に、大阪発明協会より参加申込者に招待メールをお送りいたします。お送りしましたメールに記載しているリンク先をクリックしてご入室下さい。

